9　利益対応税	9　［同左］
［表略］	［表同左］
注１　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表に掲げる機能ごと（同表１の項ロに定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること（同条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第６項により算定する場合を除く。）。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第２項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、１（機能に係るレートベース）及び６（自己資本費用）により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「数値」の欄を分けてそれぞれ記載すること。 ２　「自己資本費用」の項には６（自己資本費用）により算定された値を用いること。 ３　「機能に係るレートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債比率×利子相当率」の項のうち、「機能に係るレートベース」については、１（機能に係るレートベース）により算定された値を用いること。	注　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること（同条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第２項により算定する場合を除く。）。
［10　略］	［10　同左］
11　利潤	11　［同左］
［表略］	［表同左］
注１　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表に掲げる機能ごと（同表１の項ロに定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること（同条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第６項により算定する場合を除く。）。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第２項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、３（他人資本費用）、６（自己資本費用）及び９（利益対応税）により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「数値」の欄を分けてそれぞれ記載すること。 ２　「他人資本費用」、「自己資本費用」及び「利益対応税」の項には、それぞれ、３（他人資本費用）、６（自己資本費用）及び９（利益対応税）により算定された値を用いること。	注　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること（同条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第２項により算定する場合を除く。）。
12　第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第６項により算定する接続料の利潤	12　第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第２項により算定する接続料の利潤
［表略］	［表同左］
注１　第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第６項により接続料を算定する場合に作成すること。	注１　第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第２項により接続料を算定する場合に作成すること。
２　各項目のうち実績値及び三事業年度分の予測値を算定しているものについては、実績値を用いること。	［新設］
３　［略］	２　［同左］
４　［略］	３　［同左］